

65歳以上のかたの介護保険サービスの利用

65歳以上のかたが「寝たきりや認知症などで常時介護を必要とする状態(要介護状態)」または「家事や身支度などの日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態(要支援状態)」になった場合、必要な介護保険サービスを受けることができます。

介護保険サービス利用までの流れ

1 相談

65歳以上のかたが要介護・要支援状態となった場合、地域包括支援センター、地域相談窓口や長寿課に相談

2 要介護・要支援認定の申請

相談の結果、必要に応じて、長寿課で要介護・要支援認定を申請(結果が出るまで1カ月~1カ月半程度)

3 要介護・要支援認定の結果が出たら

【認定が該当】

●在宅でサービスを受ける場合

要介護認定の場合は居宅介護支援事業所、要支援認定の場合は地域包括支援センターに相談し、所属するケアマネジャーなどがケアプランを作成

●入居・入所してサービスを受ける場合

希望する施設に相談(要支援認定は入所の対象外)

【認定が非該当】

長寿課で「基本チェックリスト」により生活機能の状態を調べ、その結果に応じて、介護予防・生活支援サービスなどを受けることが可能

4 ケアプランに基づいて、各サービス事業所から必要なサービスを受ける

サービスの種類	代表的なサービス
在宅系サービス	訪問介護(ホームヘルプサービス)、通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)、短期入所生活介護(ショートステイ)、福祉用具貸与など
入居系サービス	特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)など
入所系サービス	特別養護老人ホーム(原則要介護3以上)、介護老人保健施設など

※各サービスの内容やその他のサービスについては、ホームページをご覧ください

※利用者は費用の1割(一定以上の所得がある場合は2割または3割)を負担

問い合わせ先/市役所長寿課介護保険係 ☎76-8144



やっぱり「ものづくり」はおもしろい!

少年少女発明クラブ員を募集します

あさひ健康
マイスター
チャレンジ
対象事業

ものづくりを通して、発明や工夫する楽しさを学びませんか。

と き	●10月23日(日) / 開講式、4WD燃料電池カー	●11月20日(日) / AMラジオ②
内 容	●11月13日(日) / AMラジオ①	●12月11日(日) / クリスマスツリー②
	●12月 4日(日) / クリスマスツリー①	
と ころ	中央公民館 202工作室	
対 象 者	市内在住の小学4~6年生(全て出席できるかた。初めて参加するかたを優先。開講式のみ、保護者の参加が必要)	
定 員	20人	費 用 児童1人当たり5,000円(初回持参)
持 ち 物	動きやすい服装、水泳用ゴーグル、タオル、筆記用具、マスク	
講 師	発明クラブ指導員	
申 込 込 込	9月20日(火)~28日(水)に右記二次元コードからか電話で(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分~午後5時15分)。定員を超えた場合は抽選	



申し込み・問い合わせ先/中央公民館内生涯学習課生涯学習係 ☎76-8181